

○伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 28 年 3 月 16 日伊豆市条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、伊豆市議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する政務活動費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び交付申請)

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（会派に所属しない議員を含む。以下同じ。）に対して、その申請に基づき交付する。

(交付額)

第 3 条 会派に対する政務活動費の交付額は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 15,000 円を乗じて得た額とする。

2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前項の所属議員数に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費を交付しない。

3 新たに会派が結成された場合は、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から当該会派に対し政務活動費を交付する。ただし、議員の任期満了後、最初に会派が結成された場合は、結成された日の属する月分から政務活動費を交付するものとする。

(交付の方法)

第 4 条 政務活動費は、毎年度の前期（4 月から 10 月まで）及び後期（11 月から 3 月まで）に分けて、各期の交付額の算定対象となる最初の月（以下「交付月」という。）に当該期に属する月数分を交付する。

2 政務活動費は、交付月の 15 日までに交付する。ただし、前条第 3 項ただし書の規定により会派の結成が基準日後の場合は、この限りでない。

(所属議員数の異動に伴う交付額の調整)

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日（以下「異動日」という。）の属する月の翌月（異動日が基準日にあたるときは、当月）の末日までに、次に定めるところにより、各期の政務活動費の交付額を調整するものとする。

(1) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、会派に対し、当該下回る額を追加して交付する。

(2) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。

(会派の解散に伴う手続)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派が各期の途中において解散した場合は、次に定める手続を行うものとする。

(1) 会派の解散の日の属する月の翌月分（当該解散の日が基準日にあたるときは、当月分）

以降の政務活動費を返還しなければならない。

(2) 第9条に規定する収支報告書等を提出しなければならない。

(3) 第10条の基準に準じ、政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費とする。

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費に関する経理処理を明確に行うため、経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他規則で定める書類（以下「収支報告書等」という。）を作成し、その年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により収支報告書等の提出を受けたときは、当該収支報告書等の写しを市長に送付しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 会派は、一会計年度において交付された政務活動費の総額から当該会計年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した経費の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する政務活動費を返還しなければならない。

2 会派は、第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲を逸脱した場合は、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

No.	経 費	内 容
1	調 査 研 究 費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2	研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3	資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
4	資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5	要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（伊豆市政に関する要請・陳情活動に限る。）
6	会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
7	広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
8	広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
9	事 務 費	会派が行う活動に必要な事務に要する経費
10	人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費